

令和 7 年

議会運営委員会記録

令和 7 年 2 月 1 0 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和7年2月10日（月曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時43分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	鎌 田 泰 春 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	安 保 友 博 議員
副 議 長	小 嶋 智 子 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について

特定事件9 その他議会運営に関することについて
議会報告会について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして議会報告会についてです。

初めに、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして議会改革について、案件は、項目27番、一人会派の取扱いについてとして、③議会だよりの編集メンバーについてです。

このことについて、前回、16日の議会運営委員会において、私の認識では提案説明が抜けていたかなというふうに思っているんですけども、皆さん、いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 提案説明までいっていなかったというふうに記憶しております。

○吉田武司委員長 そこが抜けていましたので、前回、会派に持ち帰り今日協議するということになっていましたけれども、今回、改めてここで提案説明をいただきたいと思います。

それでは、項目27番、一人会派の取扱いについては、改革議運の中で出てきたことですので、提案会派がないんですけども、このことについてどういうふうに協議をしていくか、皆さん御意見いただければと思います。

松永委員。

○松永靖恵委員 確認なんですけれども、現在、議会改革の中で、1人の方は無会派という形になっているんですけども、それについてまたどうするかということなんですか。

○吉田武司委員長 この27番のことについては、①、②のところ、一人会派名の表記について、あと、議会運営委員会や会派代表者会議の出席については、まずは①は無会派とする、②は出席を求めないというのが昨年の7月11日の議会運営委員会で決定をしているところです。

今回協議したいのは、③の議会だよりの編集メンバーについてです。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 議会だより編集メンバーについては、いわゆる会派の代表者の方を中心に、今、議会運営委員会と同様のメンバーで行われているかと思います。今のところ、無会派の方から編集メンバーに参加したいという要望が、特に私のところには来ていないので、例えば無会派の方が議会だよりのメンバーに加わりたいかという意思を一度確認して、それで必要があれば、参加していただくという形式を取っていただくのがよろしいのかなと思います。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 私も今まで議会運営委員会等のお知らせをホワイトボードに表記している中、今、無会派の方たちから出席したいという旨もありませんので、鎌田委員と同じく、再度確認をした上で、現状のままでいいのかなと思っております。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私も、この議会だよりについては、今の参加メンバーでしっかりとどういう形にしていくかということも協議しつつ、無会派の方の御意見を確認して、参加したいということであれば、そこをまた協議するという形でいいのではないかと思います。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、議会だよりの編集メンバーについては今のメンバーでいいと思うんですが、この議会の期の最初のとき、また、期の終わりのときに特別号みたいな形で出せればということで、緑風会としては以前から提案していますけれども、高校生を活用して、もっと見やすく誰もが手に取って読みたくなるような議会だよりの編集というのも考えなくてはいけないのかなというふうに思っていますので、そういうところも考えて編集メンバーを考えていければと思っています。

これは、だから特別号とかそういう何か、100号とか200号とか、150号とか、そういう期のときにやるのもいいのかなと思っています。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 ちょっと今日、手元に持ってきていないので申し訳ありませんが、議会だより発行の要領があったと思いますので、その辺も含めていろいろな対応をするための見直しというか、そういったことも含めてやっていったほうがいいかと思いますので、検討していただければと思います。

○吉田武司委員長 確認なんですけど、今回、議会だよりの編集メンバーについてということなんですけれども、今の菅原委員の発言の中で、今4ページの紙面のボリュームを考えて、そういうところの紙面も考える編集メンバーとか、編集も一緒にやられたほうがいいということですか。

菅原委員。

○菅原満委員 その辺、議会だより発行の要領があるので、編集メンバーはこれこれとするというふうに改めて確認していくことを含めて、編集メンバーが協議の主たる部分ですけれども、それに伴って原稿要領とかも併せて協議をお願いしたいということです。だから、主は編集メンバーをどうするかということなんですけれども、それに伴って要領の中に、編集メンバーは議会運営委員会委員をもって構成するというふうなものを入れていくならば入れていくという形になるのかなと想定します。

○吉田武司委員長 24番の議会広報の中で、議会単独での発行、高校生の活用、議会だより編

集委員会の新設、サイズの見直しというところがありますけれども、これを併せてまたやられるということでよろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 それで結構ですが、現在は事務局のほうに編集等、原稿づくりとかもお願いしているのですが、その辺も編集メンバーを決めたときに、そのメンバーがどこまで議会だよりの編集に携わるかということも併せて確認しておいたほうが良いような気がいたします。

○吉田武司委員長 今回この27番については、議会だよりの編集メンバーについてということで、他の議員、このメンバー以外の議員にはいま一度、編集委員について確認をして、出席したいというような意向があれば出席をしていただくということで、ほかの意見に対しては、24番の議会広報の中でまだ検討していくということがありましたので、そのようにまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 結構です。

○吉田武司委員長 それでは、ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、項目27番、一人会派の取扱いについてとして、議会だよりの編集メンバーについては、いま一度、他の議員に出席するかしないかの確認をして、そのとき出席をすると言えば、オブザーバーの形になるかと思えますけれども、出席を認めるというような形で進めていければと思います。

あと、その他のことについて、今、意見が出ましたけれども、24番の議会広報の中で引き続き検討していくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に進みます。

項目28番、請願の提出についてとして請願者が氏名を明記しなくても提出できるようにすることについてです。

このことについては、前回、提案説明がございましたので、提案会派から説明を願います。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 資料のほう、事前に配付させていただきました。

まず、ホチキス留めされている請願の市民の匿名化についてを御覧いただければと思います。

まず、提案の内容をもう少し精査して出させていただいたのが、一番最初にあります、請願・陳情において押印の廃止を行うこと、また、請願・陳情において個人情報の保護の観点からホームページ上の氏名、住所の掲載をマスキングすること、意見陳述においては氏名を呼ばず、請願代表者や陳情者として個人情報に配慮することというふうにさせていただいております。

す。

今、和光市における現状の取扱いについてなんですけれども、市民プールの建設実現に関する請願という紙も併せて見ていただければと思うんですが、結構遡ると、紹介議員の氏名と押印がされており、また、請願代表者の住所と氏名も表記されて、押印は現状だとマスキングされている状況で、そのほかに名を連ねている方については、ほか31名というような形で表記されています。

現状、和光市民の陳情と請願は、ルールとしては同様に審議されているんですけれども、陳情だったり請願においては代表者の住所、氏名が現状もホームページ上で公開されているということで、私のところにも、これがハードルでなかなか陳情ができないというような御意見をいただいているのが現状かなというふうに思います。

続いてホチキス留めのほうの資料を説明させていただくと、今回、やはり代表者の氏名であったり住所というのは記名押印が規則でも定められておりますし、こちら関連法令に関しましても請願権のところで、憲法第16条に規定されているんですが、こちら請願法の法律にのっとってやらなければいけないというふうになっておりまして、その第2条においては、請願は、請願者の氏名及び住所を記載し、文書でこれをしなければならないとなっており、法律上記載しなければいけないというふうになっております。

押印については、昭和59年に衆議院で行われた代表質問においては、①のところから読ませていただくと、請願書は、住所と氏名が記載された文書であれば足り、書式については特段の規制はなく、捺印なども必要でないというふうに質問したところ、政府回答としては、氏名及び住所を記載した文書であって、官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものは、請願書である旨を明示していないものであっても請願書として扱うべきものと考えているところで、特段、押印については政府の回答としては必要ないというふうになっております。

また、個人情報の取扱いに配慮している事例としまして、愛知県春日井市の事例を挙げますと、希望される方には、氏名、住所の公表は必要最低限にとどめさせていただきますので、議会事務局に御相談くださいというふうになっていまして、栃木県鹿沼市では、この別紙に、議会における請願・陳情にかかる個人情報の取扱いについてという文書があるんですけれども、こちらについては、希望される方に関しては、例えば委員会等で氏名の読み上げを希望しませんというチェック欄があったりします。これによって、議事録に氏名が載らないような形にすることができますし、また、個人情報のマスキング、例えば一番下の情報公開制度における取扱いのところにおきましては、あくまでも提出された請願・陳情書は公文書として情報公開の請求の対象となるものを表記したものの、提出者が個人の場合とか、そういった個人情報につきましては、原則としては非公開、マスキング加工となりますというふうにして対応されています。

私としては、こういった鹿沼市の事例を基に、できる限りハードルを下げたあげて、法律上の情報公開請求の対象にはなるんですけれども、あえてホームページ上に記載したくないとい

うような方に対しては、そのように対応してもよろしいのではないかと考えております。

近隣3市では、まだそういった対応をされているところはありません。基本的には今もホームページ上に氏名が公開されています。ですので、4市の中では最初の事例になるかとは思いますが、鹿沼市のような個人情報の取扱いについての文書を作った上で、関係する細目、議会の規定等を見直ししながら、できる限り情報公開の対象ではあるんですが、個人情報に配慮した陳情・請願の取扱いにできればと思ひまして、皆さんの御審議をいただきたいというところになります。

提案会派からは以上となります。

○吉田武司委員長 それでは、項目28番、請願の提出についてとして請願者が氏名を明記しなくても提出できるようにすることについては、各会派に持ち帰っていただき検討をお願いいたします。

次に進みます。

項目29番、議員提出議案の提出として、全会一致の調整を先に行うようにする、項目30番、委員会における採決結果として委員会における委員ごとの採決結果を公表するかどうかについて、項目31番、和光市議会議員政治倫理条例の見直しとして、条例の在り方、内容の見直しが必要であるかについては、各会派に持ち帰っていただき検討をお願いいたします。この3項目については、この議会改革の中で追加テーマとして出てきたことでございますので、提案説明はございません。

この3項目については、2月18日に開催する議会運営委員会において質疑を行い、各会派から御意見を伺って協議することとしたいと思いますので、御検討、御準備のほどよろしくお願いいたします。

議会改革についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

議会改革については以上となります。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

まず、日程ですが、例年4月下旬に開催することが多かったようですが、開催日時及び場所については、各会派に持ち帰っていただき検討をお願いいたします。

また、議会報告会の内容について、例年同様、前半を議会報告、後半を市民との意見交換会に分けて行うか、昨年開催した議会体験会を行うか、併せて各会派に持ち帰って検討いただき、次回、2月18日に開催する議会運営委員会において各会派から御意見を伺って協議することとしたいと思いますので、御準備のほどよろしくお願いいたします。

議会報告会については以上です。

次に進みます。

その他として、政務活動費についてです。

2月5日の代表者会議において議長から報告があったところですが、改めて議長から説明を願います。

○安保友博議長 政務活動費の使用についてなんですけれども、弁護士等の専門家に対する費用が、他市の事例を見ると、政務活動費の項目の中に明記されているところもある一方で、和光市議会においてはそれがなく、使えるとは思いうんですけれども、その点について改めて明記をしていただきたいということで、その使い方とか内容について御協議いただいて、合意を取っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 それでは、各会派から御意見を挙手の上、お願いいたします。

休憩します。（午前 9時54分 休憩）

再開します。（午前 9時56分 再開）

松永委員。

○松永靖恵委員 今、政務活動費の項目に入れていいかというような議長からの説明でしたが、例えばそれをどういう項目の中に入れて、その項目の中ではどういう方に相談をしたかというのは、これは議員の中での表記の仕方というのがあると思うんですけれども、そういう内容を今度は入れていくというようなことでよろしいのでしょうか。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 そちら辺、どこまで要求するかについても御協議いただければと思います。具体的にいうと、弁護士に限らないんですけれども、専門家に相談をした場合に、こういう項目で誰にいついつ相談したというところを明記すれば足りるようにするのか、それとも、どういう相談をしてどういう回答があったのかというところまでを求めるのか、その辺についても、どこまで報告の部分で求めるのかについては協議の対象になるかとは思っております。

ただ、一般論として、弁護士の相談というのは基本的には口頭でされるもので、文字にするというのは相当な場合でないと、弁護士としては、俗な言い方ですけれども、嫌がるということがあるので、それについて、そこまで求めたときに使い勝手が悪くなるのではないかと可能性は一応指摘はしておきたいと思っております。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も今回の弁護士に対する調査とか、そういったところは必要な経費だと思うので、政務活動費に計上をするべき案件かとは思っているんですけれども、具体的にどのように計上するかというところがちょっと難しいところなのかなと思ひまして、安保議長としましては、例えば具体的にこの研究研修費とか、そういったどういう項目でやるべきであると考えているのか、他市の事例、もし御参照いただいているのであれば、提案していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 まず前提として、議員が弁護士に相談することを想定したときに、その内容があくまでも政務活動として認められる範囲かどうかというところはよく吟味する必要がある

て、個人的なものに対する相談というのは当然対象にはならない。今回、急遽問題になったものについては、まさに市の見解が、議会側がそうではないのではないかという疑義があるので、そこについて調査をするということで、今回、支出をすることになった。その支出をするであろう議員の個人のものではなくて、あくまでも市政に対する調査ということであるので、その部分のすみ分けはしっかりした上で対応する必要があるって、その内容としては、どこに当てはまるかというのは、調査研究ではないかとは思いますが、そこについても条例と今までの申合せの内容を照らし合わせて、どこが一番適切かというところも含めて御協議いただければと思っております。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 今回は議長がそういう議会の中で否決された件についての調査をしていただいたということなんですが、もちろん個人的な相談というのは、政務活動費の対象外というのは分かるんですが、個人でも例えば政治活動に関することとかであれば、それは使えるというふうに、もう市全体と今おっしゃっていたんですけれども、個人で政治活動をしている中で、例えば弁護士なり専門家なりに相談したということも対象となるような形で考えてよろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 そのどこまでの範囲が政務活動に当たるかということの一般論から導いていけば、おのずとどこまでの範囲という話に決まってくるのかなと。それは今回の弁護士だけではなくて、例えば何を買うとか、どこに旅費として計上するとか、そういうときの一般論として、政務活動に当たるかどうかという観点で認めるのが妥当だというふうには思っております。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 あと、弁護士が、政務活動費というのは領収書含めてどういう内容だったかというのを添付しなくてはいけないんですけれども、何か今回、文書として起こすことがやはり非常に難しいところがあったんですが、政務活動費を使うに当たって、どこまで添付資料をつけるのかというのも検討していくべきなのかなと感じましたが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 添付資料については、どのような内容を相談したかというところと、あと金額の記載があればいいのかなというふうに思っております。ほかの例えば政務活動費の支出に関しても、内容と金額、こちらが詳細に分かるような記載であれば計上できるような形になっていると思いますので、それで足りるのではないかというふうに思います。

ただ、その書式とかは、具体的に明確にする必要性は特になくて、弁護士が作られた資料を添付するというような形が一番運用としてはしやすいのではないかと、そういうふうに思います。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 今、鎌田委員からあったのでおおむねいいのかなというふうに思っているんですけども、というのは、報告で、こっちがどう聞いたかというのはある程度明確にできるんですけども、どういう回答を得たかというものを文字でもらえたら、それを添付するのがもちろん一番丁寧ですけども、もらえなかった場合に、こういう感じのことを聞いてきたというのを自分なりに、法律知識がない人がまとめて、それを報告書として出した場合、それが公開されたときに、その弁護士がそんなこと言ってないみたいな話になるのは大いに想定はできるので、やはりここで一般的なものとして捉えるならば、どういう相談をしたのかというところとどめて、証拠書類としてはそれで足りるのかなというふうに思っています。その聞いてきたことを実際に例えば一般質問だったり、委員会だったり、そういうところで、弁護士によればこういうふうに言っていたというのは、それはその議員の責任でやればいい話なので。あくまでも政務活動費を使えるかどうかというところの、その使った後の報告の添付資料としては、持ち寄っていただきますけれども、日付と、誰に何を相談したのか、あと金額、それが分かればいいというふうに捉えるべきかとは思っています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 安保議長がおっしゃるとおり、政務活動費の支出に必要な内容としては、例えば相談の内容というか、聞いた内容を議員が書き起こしたものだったり、議員が相談を持ちかけたところの内容ですね。回答については記載を求めなくてもいいのかなと思っていますし、日付と、あとは金額が明記されればいいのかなというふうに思っております。

歳出の項目については、今、私の手元にある資料だと、一番妥当なのが、研究研修費が一番項目としては妥当なのかなというふうに思います。そこに充てて記載をすればいいのかなと思いますし、それが具体的に市の市政に関わるものなのか、もしくは個人のものなのかというところは、あくまでも市政に関わるものという限定をした上で、調査研究研修費として支出することを認めるというような形がよろしいのではないかと思います。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、このことについては政務活動費のマニュアルの中の調査研究の中に当てはまっているかというふうに考えています。そこに当てはめて、そこで使えるというところと、あとは今後何かあるといけないということで、しっかりと明記をしておいたほうがいいというところもあるかと思っております。

あと、個人のところは、もう絶対にこれは使えないというところなので、ちゃんと市政に対して自分の調査研究、あと確認のために使ったというところをしっかりとわきまえて使っただければと思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

ここで事務局に伺いたいんですけども、調査マニュアルのことについて、今のところで調査研究と、研究研修費、そのどこにこれが当てはまるか、当てはまらないのかという見解を

お願いしたいと思います。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 今のところだと、研究研修費というお話だと思います。その部分に明確にはうたわれていないというところで、ここで支出するということになれば、明確に、個人的なものではなく、議会としての政務活動として御意見をいただきたいということで有識者の方に聞くということであれば、ここの部分に付け加えていくのが妥当なのかなとは考えております。

○吉田武司委員長 今の時点でこれを政務活動費に上げた場合、認めるか認めないかはいかがですか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 先日、埼玉県の第5区市議会議長会で事務局長会議がございまして、この件を他市に聞いてみましたところ、やはり同じような案件がないのが現状で、もし有識者、弁護士等に聞くのであれば、通常であれば、やはり原則的には市の顧問弁護士に相談をするという回答でした。結果的には事例がないので何とも言えないですねというようなことでしたので、今後どのように議会として支出するかしないかを、そういうのも踏まえて御検討いただければとは考えております。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回の支出を政務活動費として計上できるかどうかというところ、実際このマニュアルの中には、マニュアルに記載のない事項の取扱いについてというところがございまして、政務活動費マニュアルに記載されていない事項について執行、計上しようとする場合は、事前に議長に申し入れますと。その場合、議長は必要に応じて会派代表者会議で状況を報告し、議会運営委員会で検討するものとします。その結論が出るまで執行、計上はできませんというふうになっています。

今回については、もう現状で執行してしまっているというところで、原則として、今回のマニュアルどおりに行おうとすると、政務活動費としては計上できないものと私は考えています。ただ、今回の運用を、これ自体もそもそも適切なかどうかというところも含めて考えると、どのようにするのかというのは一度相談が必要かと思うんですけども、現行のマニュアルだと難しいのかなというのが私の感触ではございます。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 ちょっと確認なのですが、法律的な話なんですけれども、限定列举なのかそうではないのかというところがあって、出せるものの項目というのが、そこに書いてあるものしか駄目だという趣旨なのか、そこに類するものも含めてそれはいいというふうなものなのか。そのマニュアル上どうなっているのか、条例上どうなっているのかについて確認したいんですけども。

○吉田武司委員長 暫時休憩します。

休憩します。（午前１０時１１分 休憩）

再開します。（午前１０時２６分 再開）

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長　こちら限定列举ではありませんので、協議して決めていただければと思います。

○吉田武司委員長　安保議長。

○安保友博議長　改めてちょっとその条例を確認しますと、まず研究研修費のほうでは、議員が研究会及び研修会を開催するために必要な経費云々というふうに書いてあって、研究会とか研修会を開催するためと限定がされているということで、今回の事例でいうと、弁護士に相談をするというのはここには含まれないと解されると思います。

その一方で、今回に関しては、回答が正式に資料として上がってきていますので、現行のままでも資料作成費に含まれるというふうに解釈することができるので、今回に関してはそれに対応することができるのかなと思います。

また、弁護士と専門家に相談することに関しては、やはり今後も出てくることだと思いますので、研究研修費のところでもたまた改めてその文言の精査をして、そこに研修会とか研究会だけではなくて、市政全般に対する調査研究まで含まれるような内容に、今後議会改革の中で諮っていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長　鎌田委員。

○鎌田泰春委員　今回の案件に関しましては、資料作成費という形で計上できるのではないかなというふうに思います。例示のところでも、印刷製本代、翻訳料、事務購入費、リース代等となっておりまして、その等の中に弁護士からの支出、弁護士からの資料を作っていただくというところも解釈できるのではないかと思いますので、今回に関しては資料作成費として計上できると思います。

ただ一方で、明確に位置づけることも今後必要になってくるかと思いますが、その際は研究研修費に委託料というような形で、専門家への委託料を記載するようにしたほうがよろしいのではないかなというふうに思います。

○吉田武司委員長　菅原委員。

○菅原満委員　どこに入れるかというところで、調査研究費は当たらない、極めて難しいということですので。ただ今回、資料作成に要する経費に当たるのか、資料そのものを購入したというところで解釈するのかということで行くと、今回は資料を購入するというほうが妥当な気がいたします。多分、図書だとかそういった資料、各種調査研究資料を購入して、市の市政に関しての政務活動に充てるということであるとするならば、調査した結果の資料を利用したという形に充てるほうがより近いのではないかなという気がいたします。

○鎌田泰春副委員長　議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会として調査研究に当たるというふうには判断をしていたんですけれども、皆さんの意見を聞いて、資料作成のほうにこれは当たるのではないかなというところで理解をしたところであります。

この弁護士費用等については、今後、議会改革の19番、マニュアルの見直しをこれからやらなくてはならないところになっていますので、そこで改めてマニュアルの見直しを行っていただければと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、整理しますと、政務活動費については、今回の提案については資料作成費のところに当てはまるということで皆さんほぼ一致したと思うんですけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 先ほども申し上げましたが、この別表を見ると、資料作成費は調査研究等のための必要な資料の作成に要する経費で、印刷製本、翻訳料、事務機器購入、リース代等ということで、これで類推していくと、今回の件を当てはめるのはちょっと難しいのかなと。その意味で、やはり資料作成ではなく、資料購入ということで、調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費ということで、委託調査したとはいえ、その資料を購入するということ、委託したかしないかは抜きにして、資料を購入すると。私も財政だとかいろいろなものを調べるときにいろいろな研究機関の研究調査報告書というものを購入したりしていますので、それでいくと今回は購入で、資料購入費のほうがよりなじむということで先ほども申し上げたので、今回はそれでいくということで。

これを見るとまたがる部分もあるので、その辺も含めて、先ほど委員長が言ったように19番のマニュアルの見直しの中でもう一度検討していくということでいかがでしょうか。委員長がこれでいかがでしょうかということでお諮りしたんですけれども、やはり別表を見るとそういうような理解になるというふうに私は考えるので、その辺いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 また改めてお諮りします。

今、皆さんから資料作成費というところと資料購入費、菅原委員のおっしゃるとおり資料購入費のほうにここに当てはまるか、それとも作成費、これちょっと大変難しい判断になるのかなと思うんですけれども、議長からの提案の資料のところは、調査研究費には当たらない。あとは、資料作成費、資料購入費、どちらに当てはまるかというところなんですけれども。

安保議長。

○安保友博議長 先ほど来、今回に関しては作成費のほうでお話をさせていただいたんですけれども、今の菅原委員からあったように、実際、今回は弁護士に相談をして、その調査結果と見解を文書にして、その文書をこちらで受領しているという経緯がありますので、実際作成し

たのはこちらではなくて弁護士ということで、その作成された文書を購入したということのほうで今回に関してはしっくりくるかなというところで、そういう意味では今後もう一度、政務活動費のマニュアルの見直し全般をする必要があると思うんですけども、今回に関しては資料購入費のほうで当たるということですのでよろしいかというふうに考えました。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 私も菅原委員と同じく資料購入費がよろしいかと思います。

○吉田武司委員長 改めまして菅原委員、議長、松永委員から資料購入費に当たるのではないかという御意見がございました。資料購入費で、今回は計上するというところで、皆さん、御理解よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回のことにつきましては、資料購入費に当たるというところで皆さん一致をしたところであります。

また、政務活動費のマニュアルについては、今後、議会改革の19番、政務活動費のマニュアルの改革で進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に、次回の会議等の予定を確認します。

2月18日、火曜日、議会運営委員会を開き、特定事件1、次の議会の会期予定について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについて、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして議会報告会についてを議題とします。御出席くださいますようお願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

安保議長。

○安保友博議長 1点だけ、情報共有というところでお知らせします。

金曜日に、とある会計年度任用職員の方がSNSにおいて、市の対応について告発するような内容かつ身の危険を感じるような鬼気迫る内容の書き込みが発見されましたので、直ちに私のほうから事務局を通じて、総務部長宛てに確認と対応を取るようということを要請させていただきました。その結果、週明けの本日9時に総務部長と主幹のお二人で私の下へ来られまして、それについては確認もして、また本人とも話をして、比較的穏やかに話ができたし、出勤についても今のところ滞りなくされているというところで、対応と結果について伺ったところです。

今後も何か皆様の中でも情報がありましたら随時御相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 議長のほうがそういう確認をされたということなんですが、これは御本人の意思が確認されて行ったことなんでしょうか。御本人にそういうことするよと言って動いたことなんでしょうか。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 内容として、その本人から確認を取ったわけではなくて、今日の今日でもしかしたらというような内容も感じましたので、それに対しては、私としてはコメントをした上で、独自の判断でやったものです。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 御本人はフェイスブックも削除していましたし、御本人と私、以前から相談を受けていましたので、その後のお話をさせていただいた中で、御本人として別の動きをしたいという旨があったので、まだ私としては動くべきではないのかなというふうにちょっと感じましたので、今日の今、御報告を受けてちょっとびっくりしたところでございます。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前１０時４０分 休憩）

再開します。（午前１０時４２分 再開）

以上、議長からの報告がございました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料等については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前１０時４３分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司